

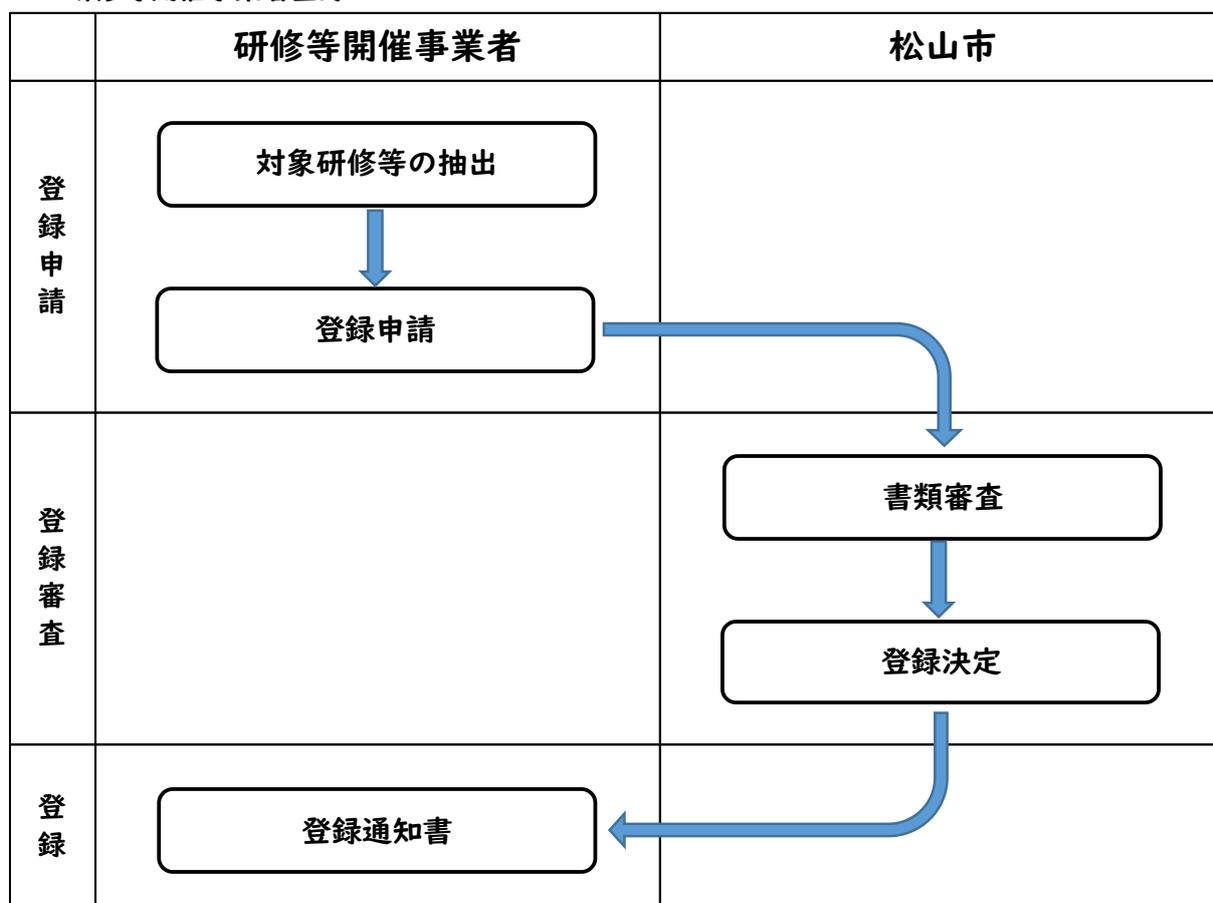
松山市高度情報処理技術人材育成支援補助金

申請要領

(登録事業者用)

1. 申請の流れ

<研修等開催事業者登録>



2. 申請にあたっての注意事項

■ 本事業の趣旨を理解したうえで申請してください。

本事業は、高度な情報処理の知識又は技術を習得し、資質の向上を図ろうとする若年者を、原油価格その他の物価の高騰等の影響を受ける市内の中小事業者等の人手不足の改善、生産性の向上、新たなビジネスモデルへの転換等に寄与する人材として育成するため、補助金を交付するものです。

■ 事業者が開催している研修等を事前登録することで補助対象になります。

研修等を開催している事業者は、事前の登録が必要となります。(決定までに、1週間程度の期間を要します。)

登録されている研修等に参加する若年者(受講開始日において15歳~34歳までの者)

が補助対象者となり、研修等の受講後に当該補助対象者が補助金を申請することができません。

3. 登録事業者

補助対象研修等を開催する法人

4. 補助対象研修等

登録事業者が補助対象として登録することができる研修等（松山市内に住民登録がある若年者が補助対象として受講できる研修等）は、次の項目全てに該当するものです。

- 知識又は技能を高めるための研修、講習等であって、不特定多数の参加者を事前に募集して開催するもの
- 経済産業省策定の IT スキル標準レベル3相当以上の情報処理の知識又は技術を身に付けるためのもの
- 対面での研修等（ただし、当該研修等が複数回の開催を予定している場合であって、その日程の一部をオンラインで開催するときは、この限りではありません）
- 修了を証する書類を発行できる研修等
- 研修等を開始した日の属する年度の末日までに修了する研修等

5. 補助率等

補助率： ① 15歳～24歳の方 補助対象経費の10分の7

② 25歳～34歳の方 補助対象経費の10分の5

補助金額： 上限50万円

※ただし、補助金は研修等受講者が市へ直接申請します。

6. 補助対象経費

補助対象研修等の参加費用（研修等による学習又は実習の対価として支払われる費用であって、参加に伴って必要となる食費、宿泊費、交通費その他の経費は含みません）

7. 申請手続き

(1) 松山市高度情報処理技術人材育成支援補助金登録事業者（登録認定・登録変更）申請書の提出

申請は、「松山市役所 本館8階 ふるさと納税・経営支援課 窓口」に持参、又は郵送での申請

(2) 登録申請に必要な書類等

提出物	備考
松山市高度情報処理技術人材育成支援補助金登録事業者（登録・変更）申請書	様式第1号
登録研修等一覧	様式第2号
登録を行う研修等の内容がわかる書類	チラシ、パンフレットなど
市税を滞納していないことを証する書類	完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）